

特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人だれもがともに小平ネットワークという。通称は「ともにネット」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都小平市に置く。

(目的)

第3条 本会は、どんなに重い障害をもっている、だれもがともに生きていける地域社会をつくっていくために必要な事業を行うことにより地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 障害児・者の地域生活支援に係る事業
 - ① 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援（ヘルパー派遣）
 - ② 短期入所事業（ショートステイ）
 - ③ 共同生活援助事業（グループホーム）
 - ④ 移動支援事業（ガイドヘルプ）
 - ⑤ 相談支援事業（一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業）
 - ⑥ 上記のほか障害者総合支援法による障害福祉サービス事業・地域生活支援事業
 - ⑦ 法人独自の地域生活支援事業（タイムケア・宿泊体験・なんでも相談など）
 - ⑧ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑨ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ⑩ 介護保険法による居宅介護支援事業
 - ⑪ 知的障害者移動支援従業者養成研修事業
- (2) 障害者の福祉に関する調査・研究事業ならびに市民の啓発を図る事業
- (3) 障害者の地域支援にかかわる諸団体や市民との連携をとoshi、だれもが生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意志をもって入会した個人および団体。

(入会および入会金・会費)

第7条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は前項の申し込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由をふした書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は入会金および会費を納入しなければならない。
- 5 入会金および年会費の額は、総会で別に定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品等の不返還)

第11条 本会は、すでに納入された会費その他の抛出品は返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 法第20号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になる事ができない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用などを弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員の選任および解任
- (7) 役員の職務および報酬
- (8) 入会金および会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (11) 解散時における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法又はFAXにより、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に成立することとする。ただし、委任状による出席は認める。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権)

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法もしくはFAXをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できるものとする。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面、電磁的方法もしくはFAXによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会はこの定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、電磁的方法又はFAXにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は第31条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 補助金および助成金
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第38条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第39条 本会の会計は法第27条各号に掲げる原則にしたがって行なわなければならない。

(会計の区分)

第40条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第42条 本会の事業計画およびこれにともなう活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 本会の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第50条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第51条 本会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

第53条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告、ならびに工事発注に伴う入札公告については本会のホームページにおいて行なう。

第9章 事務局

(事務局)

第54条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、法人成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の会員の入会金ならびに年会費は、第7条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

(1) 正会員 入会金1万円 年会費5000円

なお、本会が提供する地域支援サービス利用登録者については、入会金を免除する。

(2) 賛助会員 年会費 1口あたり 個人2,000円（1口以上とする）

団体10,000円（1口以上とする）

3 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 藤内昌信

副理事長 亀井賢太郎

理事 飯塚真実

理事 浅川布久子

理事 福留洋

理事 堀江まゆみ

理事 川元恭子

監事 中村浩造

4 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から法人成立後行う最初の総会開催日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 本会の成立の事業年度の事業計画および収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

2004年5月22日 一部改正

2006年5月27日 一部改正

2012年5月20日 一部改正

2013年5月19日 一部改正

2018年9月 5日 一部改正

2019年8月20日 一部改正

2024年11月21日 一部改正